

～ 高齢者の生活支援の担い手になる ～



# 訪問型サービスA援助者



になりませんか???

「介護予防・日常生活支援総合事業(新総合事業)」の開始に伴い、要支援者や事業対象者(生活状況等について簡単な質問に答える基本チェックリストを実施し、何らかの支援が必要であると判定された方)に対して、緩和した基準によるサービス「訪問型サービスA」の提供ができるようになりました。

これにより、今までは資格を持っていなければ従事できなかったホームヘルパー等の仕事について、資格をもっていなくても平塚市が実施する「A類型サービス従事者研修」を受講し、ヘルパー事業所に所属すれば、「訪問型サービスA援助者」として洗濯や掃除などの家事援助サービスに従事することができます。

## 訪問型サービスA援助者の主な業務

\* 身体介護を伴わない家事援助

【たとえば】

- ・ごみ出し
- ・洗濯干し
- ・アイロンがけ
- ・衣類の整理
- ・布団カバーの交換
- ・一般的な調理
- ・配膳
- ・食事の片づけ
- ・日常的な買い物
- ・薬の受けとり
- …など



## ★A類型サービス従事者研修について★

日時：令和6年2月19日(月) 13:00～16:30

場所：平塚市役所 4階 410会議室

対象者：平塚市在住・在勤で訪問型サービスA援助者として就労を希望する方

申込：別紙「参加申込書」をご提出ください。

期限：令和6年2月13日(火) 17:00まで



※当該研修の受講により必ずヘルパー事業所への雇用が約束されるわけではございません。訪問型サービスA提供事業所は、市のホームページなどにより公開しておりますので、従事を希望される方は各事業所へ採用のお問合せをしていただくこととなります。また、従事に際しては、雇用された各事業所においても同行訪問などの実務研修を受講していただきます。